

奈良県告示第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長安寺土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	出口 善彦	大和郡山市長安寺町三八二
〃	中津 久裕	〃
〃	中津 甚之丞	〃
〃	中津 有史	〃
〃	宮西 義文	〃
監事	橋口 正晴	〃
〃	吉桑 修	〃

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	中津 久裕	大和郡山市長安寺町三一六
〃	中津 甚之丞	〃
〃	中津 有史	〃
〃	西川 賢	〃
〃	出口 善彦	〃
監事	中津 博行	〃
〃	井田 昭夫	〃